部を改正する条例をここに公布する。 老人福祉法に基づく特別養護老人ホ Δ \mathcal{O} 設備及び運営に関する基準を定める条例 \mathcal{O}

平成二十四年十二月二十五 日

広島県

知 事 英 彦

広島県条例第七十六号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホ 厶 一の設備 及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例

成二十四年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。 人福祉法に基づく特別養護老人ホ Δ \mathcal{O} 設備及び運営に関 する基準を定める条例 棄

二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホ を加える。 にも設けていない特別養護老人ホー 第九条第一 項中 「入所者の日常生活に充てられる場所を二階 ムの建物は」を「次の各号の ムの建物にあっては」 以 に改め、 11 上 ず $\overline{\mathcal{O}}$ 階及 ħ か の要件を満たす び 同項に次の各号 地 階 \mathcal{O} い

- ずれにも設けてい 養させることを目的とする設備をいう。 の他の入所者が 居室、 静養室 日常生活を営む場所 (居室で静養することが一時 ないこと。 (以下 以下 「居室等」という。 同じ。 的に困難な心身の 食堂、)を二階及び 浴室及び機能訓練室そ 状況にある入所者を静 地階のい
- イ 居室等を二階に設けている場合であっ な事項を定めること。 第八条第一項に規定する計 いっては、 当該特別養護老人ホーム 市町長。 以下同じ。 の所在地を管轄する消防長 画に入所者の円滑か 又は消防署長に照会し、 て、 次に掲げる要件の全てを満たすこと。 つ迅速な避難を確保 (消防本部 又は協力を求めた上で、 を置か するために必要 な い市町 に
- 口 間及び夜間のそれぞれにおい 第八条第二項に規定する 訓 練に て行うこと。 うい ては、 同条第 項に規定する計 画 従 Λ, 尽
- 活動に関 火災の際の避難、 (特別養護老人ホ て連携等を確保するための体制をい 消火等の協力を得ることができるよう、 ムの設置者と地域住民等との間で、 . う。 \smile を整備すること。 火災の 地域住民等との 際 の避難、 連携体
- 三 る要件の全てを満たすこと。 居室等 (居室及び静養室を除く。 $\overline{}$ を地階に設けてい る場合であって、 前号に掲げ

が \mathcal{O} 員数を超える員数の職員を置 一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。 第九条第二項第三号中 「配置人員を増員する」を く」に改め、 同条第三項第二号中 「次条の規定により置 (居室で静養すること カコ れ るべき職 員

階段をい 準法施行 る 一号中 を「居室、 に 改め、 「居室等」 う。 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第百二十三条第三 同項第 以下同 を削 静養室等」 を り、 「居室、 一号口中 同条第四項各号列記以 に改め、 _ に、 静養室等」に、 「設けてはなら 同項第三号中 「車いす」 を ない」を「設けない」 外 「特別避難階段」を 0 「居室等」 「車椅子」 部 分中 「定める」 に改 を 「居室、 め 「特別避難階段 に改め、 を 同 項に規定する 項第 静養室等」 「定めるところに 一号中 同条第五項第 に 特 「居室等 (建築基 別避難 改 め

に改め、 要件を満たす二階建て又は平屋建ての れにも設 十八条第一 けて 同項に次の各号を加える。 いない 項中 ユニット型特別養護老人ホ 「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上 ユニット型特別養護老人ホ ムの建物は」 を 次 ム \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 各号の 建物に 階及 び あっ い 地 ず 階 れ \mathcal{O}

かい

(昭和二十五年政令第三百三十

八号)」を削る。

- を二階及び ユ = ット、 地階の 浴室その いずれにも設け 他の 入居者が てい 日 常生活 ないこと。 を営む場所 以下 \neg ユ =ツ と
- イ る計画に入居者の円滑か ユニット等を二階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと 当該ユニット型特 又は協力を求めた上で、 別養護老人ホーム つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 第三十三条において準用する第八条第一項に規定す の所在地を管轄する消防長又は消防署長に照
- 口 項に規定する計画に 第三十三条にお いて準用する第八条第二項に規定する訓練に 従 昼間及び夜間 のそれぞれにお いて行うこと。 9 V ては、 同 条第一
- ユニット等 火災の (ユニッ 消火等の 際 の避難、 1 (居室及び共同生活室を除く。 -型特別 活動に関して連携等を確保するため 養護老人ホ 消火等の協力を得ることができるよう、 ーム の設置者と地域住民等との間で、 \smile を地階に設け 0 体制をいう。 ている場合であ 地域住民等との を整備すること 火災 0 0 て、 際 連 の避 前
- き職員の員数を超える員数の ころによる」 第二十 に改 め、 八条第二項第三号中 同 に改 条第五 8 項第一号中 同項第一 職員を置く」 「配置人員を増員する」 号イ(3)及び 「車い す 同号口 に改め、 を「車椅子」 (2) 中 同条第四項中 を 「設けてはならない」 に改め 「第十条 る。 の規定により 「定める」 を を 一置かれ 「設け 「定めると な る

号に掲げる要件の全てを満たすこと。

 \mathcal{O} に改め れに 第三十六条第一項中 も設 けてい 同項に・ たす二階建て又は平屋建て ない 次の各号を加える 地域密着型特別養護老人ホ 「入所者 \mathcal{O} 日常生活に充てられる場所を二階以上 の地域密着型特別養護老人ホ Δ の建物は」を 次 Δ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 建物に 各号の 階 及 び あっ V 地 ずれ 階 \mathcal{O} カン

- 一居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- イ 居室等を二階に設けている場合であっ 当該地域密着型特別養護老人ホ ムの所在地を管轄する消防長又は消防署長に照 て、 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- 又は協力を求めた上で、 入居者の円滑か つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 第三十九条において準用する第八条第一項に規定す
- 口 項に規定する計画に従い、 第三十九条にお ٧١ て準用する第八条第二項に規定する訓練に 昼間及び夜間のそれぞれにおいて行うこと。 ついては、 同 条第
- 火災の際 の避難、 消火等の協力を得ることができるよう、 地域住民等との 連携体
- (地域密着型特別養護老人ホ 消 火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。 ーム の設置者と地域住民等との間で、 $\overline{}$ を整備すること 火災の 際
- 居室等 (居室及び静養室を除く。)を地階に設けている場合であって、 前号に掲げ
- 第三十六条第二項第三号中 る要件の全てを満たすこと。 「配置人員を増員する」 を 「次条の規定により 置 か れ るべ
- る」を「定めるところによる」に改め、 職員の員数を超える員数の職員を置く」 い」に改め、 同条第五項第一号中 「車いす」を「車椅子」に改める。 に改め、 同項第一号ロ中「設けてはならない」を「設け 同条第四項各号列記以外の 部分中 「定め き な

ずれにも設けてい 第四十二条第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上 ずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット \mathcal{O} 建物にあっては」 ないユニット型地域密着型特別養護老人ホーム に改め、 同項に次 の各号を加える。 型地域密着型特別養護老人 \mathcal{O} 建物は」 0 階及 を で次の び 地階 各号 \mathcal{O} い

- 一 ユニット等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 防署長に照会し、 項に規定する計画 ユニット等を二階に設けている場合であって、 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定 又は協力を求めた上で、 第四十四条において準用する第八条第一 次に掲げる要件の全てを満たすこと の所在地を管轄する消防長又は 消
- 項に規定する計 第四十四 条に 画に従い、 お V て準用する第 昼間及び 八 夜間 条第二項に規定する訓 のそれぞれにお 11 練に て行うこと。 0 T 司 条第
- 備すること。 火災 (ユニット 際 の避難 0 際 の避難、 型 地域密着型特 消 火等の活動に関して連携等を確保するための体制をいう。 消火等の協力を得ることができるよう、 別養護老人ホー ムの設置者と地 域住民等との間で、 地域住民等と 連携

三 ユニット等 (居室及び共同生活室を除く。) を地階に設けている場合であって、前 号に掲げる要件の全てを満たすこと。

ない」に改め、 るところによる」に改め、 るべき職員の員数を超える員数の職員を置く」に改め、同条第四項中「定める」を 第四十二条第二項第三号中「配置人員を増員する」を「第三十七条の規定により置かれ 同条第五項第一号中「車いす」を「車椅子」に改める。 同項第一号イ(3)及び同号ロ(2)中「設けてはならない」を「設け 「定め

則

この条例は、公布の日から施行する。